

## ■定款変更の手続きについて

定款を変更する場合、変更事項については社員総会で議決します。

定款の変更は、大きく2つに分かれます。

1. 認証が必要な変更
2. 認証がいない変更

認証が必要な変更は、NPO法人の申請時と同様に縦覧期間と審査期間を経ることになるため、2～3ヶ月の時間を要します。

また、定款変更「認証が必要な変更」と「認証がいない変更」の両方が含まれる場合は、定款変更認証申請で1本化することが出来ます。その場合、認証後に変更の効力が生じます。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更の内容</p>	<p>①目的</p> <p>②名称</p> <p>③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 ※1</p> <p>④主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る) ※2</p> <p>⑤社員の資格の得喪に関する事項</p> <p>⑥役員に関する事項 (役員の定数に係るものを除く)</p> <p>⑦会議に関する事項</p> <p>⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他該当その他の事業に関する事項</p> <p>⑨解散に関する事項 (残余財産の帰属に関する事項に限る)</p> <p>⑩定款の変更に関する事項</p>	<p>①事務所の所在地の変更 (所轄庁の変更を伴わない場合に限る) ※3</p> <p>②役員の定数の変更</p> <p>③資産に関する事項の変更</p> <p>④会計に関する事項の変更</p> <p>⑤事業年度の変更</p> <p>⑥解散に関する変更 (残余財産の処分に関する事項を除く)</p> <p>⑦公告の方法の変更</p> <p>⑧法第11条第1項各号にない事項</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">手続き</p>	<p style="text-align: center;"><b>定款変更認証申請 (認証後、効力を生じます)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>定款変更届出</b></p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</p>	<p>※1 定款変更をする年度とその翌年度の2カ年分の事業計画書、活動予算書の提出が必要です。</p> <p>※2 福島市から県外の市町村に住所が移る場合、定款変更認証の手続きが必要です。 (例: 福島県福島市から宮城県仙台市への変更)</p> <p>提出された書類は、2週間、公衆の縦覧に供されます。なお、所轄庁が認証・不認証の決定をするまで、縦覧は継続されます。</p>	<p>※3 福島市から県内の市町村に住所が移る場合、定款変更届出の手続きが必要です。 (例: 福島県福島市から福島県郡山市への変更)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共通</p>	<p>登記事項(住所、名称、目的、事業)に変更があった場合、法務局で変更登記の手続きが必要です。登記が完了した後、定款変更登記事項証明書提出書(様式第7号)、登記事項証明書の原本とその写しを市に提出します。</p>	